**申請・届出の手引き**

**（体制等届出）**

**（介護予防）認知症対応型共同生活介護編**

****

**令和６年１０月版**

**浅口市　健康福祉部　高齢者支援課**

**体制等届出（(介護予防)認知症対応型共同生活介護）について**

| 提出書類 | 書類提出前の自主確認事項 |
| --- | --- |
| 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  （別紙３－２） | □新規指定の場合、「受付番号」、「介護保険事業所番号」は記載しないこと。  □「届出者」について、法人の情報を記載すること。  □「事業所・施設の状況」について、事業所の情報を記載すること。  □「同一所在地において実施している事業等の種類」について、「実施事業」欄に○を付すこと。  □「指定年月日」欄は、「実施事業」欄に○を付した事業等の直近の指定又は更新に係る年月日を記載すること。  □「異動等の区分」欄は、該当事由をプルダウンから選択すること。  □「異動（予定）年月日」欄は、加算等の開始等の場合は翌月初日、加算等の終了等の場合は終了日を記載すること。  □変更の場合、「異動項目」及び「特記事項」欄に変更内容を具体的に記載すること。（「○○○体制の追加」等。）  □その他注意事項は備考を参照すること。 |
| 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３－２） | □新規指定の場合、「事業所番号」欄は記載しないこと。  □人員配置区分は空欄でよい。  □市における要件審査期間中は補正可能であるが、届出受理後の補正はできないので、注意すること。（加算を取り止める場合等を除き、翌月に再度変更届出を行うまで修正不可能） |

**添付書類**

　注１　届け出る変更内容に付随して変更がある書類のみ添付すること。

　注２　同時に複数の項目の変更等を届出する場合、重複する書類は省略可能。

　注３　書類は原則Ａ４判で作成すること。

　注４　必要に応じて、下記の添付書類の他に書類を求めることがあります。

　　【認】：認知症対応型共同生活介護　【予】：介護予防認知症対応型共同生活介護

| 体制等届出内容 | 添付書類 |
| --- | --- |
| 施設等の区分  【認】【予】 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ・事業所の平面図（別紙６） |
| 短期利用型  【認】【予】 | ・事業所の平面図（別紙６）  ・認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症介護指導者養成研修」のいずれかの修了証の写し |
| 夜間勤務条件基準  【認】【予】 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） |
| 職員の欠員による減算の状況  【認】【予】 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１） |
| 身体拘束廃止取組の有無  【認】【予】 | ・添付書類なし |
| 高齢者虐待防止措  置実施の有無  【認】【予】 | ・添付書類なし |
| 業務継続計画策定  の有無  【認】【予】 | ・添付書類なし |
| ３ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合  【認】【予】 | ・業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ・事業所の平面図（別紙６） |
| 夜間支援体制加算  【認】【予】 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ・夜間支援体制加算に係る届出書（別紙４６） |
| 若年性認知症利用者受入加算  【認】【予】 | ・添付書類なし |
| 利用者の入院期間中の体制  【認】【予】 | ・運営規程若しくは重要事項説明書  　□退入院後３月以内に退院することが明らかに見込まれる場合、退院後再び事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることがわかる内容になっていること。 |
| 看取り介護加算  【認】 | ・看取り介護加算に係る届出書（別紙４７）  　※看護職員は当該事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。 |
| 医療連携体制加算  【認】 | 加算（I）イ、ロ、ハ共通  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ・重度化した場合の対応に係る指針  ・医療連携対応マニュアル  　□看護師と２４時間連絡できる体制となっていることが確認できる内容であること  ・医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（別紙４８）  加算（Ⅰ）イ  ・看護職員の資格証の写し  加算（Ⅰ）ロ  ・看護職員の資格証の写し  　※配置している看護職員が准看護師のみの場合、病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、２４時間連絡体制を確保しておくこと。  加算（Ⅰ）ハ  ・訪問看護ステーションとの業務委託契約書等又は看護師の資格証の写  　し  　※准看護師では加算の要件を満たさない。  ※外部との連携により看護師を確保している場合は、連携していることが分かるものを提出すること。  加算Ⅱ  ・医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（別紙４８－２）  ※加算Ⅰのいずれかを算定していること。 |
| 認知症専門ケア加算  【認】【予】 | 加算Ⅰ  ・「認知症介護に係る専門的な研修」修了証の写し  ・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）  加算Ⅱ  ・「認知症介護に係る専門的な研修」修了証の写し  ・「認知症介護の指導に係る専門的な研修」修了証の写し  ・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２） |
| 認知症チームケア  推進加算  【認】【予】 | 加算Ⅰ・Ⅱ共通  ・認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙４０）  加算Ⅰ  ・「認知症介護指導者養成研修」修了証の写し  ・「認知症チームケア推進研修」修了証の写し  加算Ⅱ  ・「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し  ・「認知症チームケア推進研修」修了証の写し |
| 科学的介護推進体制加算  【認】【予】 | ・添付書類なし  ・ＬＩＦＥへの登録が必要 |
| 高齢者施設等感染  対策向上加算  【認】【予】 | 加算Ⅰ  ・高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）  ※「院内感染対策の研修または訓練を行った医療機関または地域の医師会」については、医療機関名又は地域の医師会の名称のいずれかを記載すること。  ※令和７年３月３１日までに、医療機関等に研修又は訓練の実施予定を確認し、当該研修又は訓練に参加できる目途があれば算定可能。  加算Ⅱ  ・高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙３５）  ※実地指導を行う医療機関等は、診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行っていること。  ※既に医療機関等から実地指導を受けていること。  《留意事項（共通）》  ※医療機関名を記載する場合には、当該医療機関が届け出ている診療報酬の種類を併せて記載すること。  ※要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。  ※高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）は併算定が可能。 |
| 生産性向上推進体  制加算  【認】【予】 | ・生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）  ・委員会議事概要：要件を満たすことが分かる内容であること。  ※このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。  ※本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績（別紙１）をオンラインで厚生労働省に報告すること。  ※届出にあたっては、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。  加算Ⅰ  ・業務改善の取組の成果に関する調査結果のデータ（別紙２） |
| サービス提供体制強化加算  【認】【予】 | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－６）  ・サービス提供体制強化加算に関する確認書（別紙１４－６付表１・２）  ※毎年度要件を満たしているか確認を行い、区分が変更等になる場合は届け出ること。 |
| 介護職員等処遇改善加算  【認】【予】 | ※新たに加算を算定する場合は、算定月の前々月末までに介護職員処遇改善加算の届出等を提出すること。 |
| ＬＩＦＥへの登録  【認】【予】 | ・添付書類なし |
| 割引  【認】【予】 | ・介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙５） |